

# 山梨県公報

第千五百十八号

平成十六年

十月二十五日

月 曜 日

## 目次

結核予防法に基づく医療機関の指定	六七一
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	六七二
換地処分の届出	六七二
人事委員会	六七二
山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	六七二
公安委員会	六七二
信号機の設定等交通規制の告示の一部改正	六七二
その他	六七二
落札者等の決定について	六八六

## 告示

### 山梨県告示第四百九十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
セキテイ調剤薬局石和店	笛吹市石和町松本千六十番地

## 公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

山梨県公報 第千五百十八号 平成十六年十月二十五日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年二月二十五日まで縦覧に供する。

平成十六年十月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
葎崎ショッピングセンター協同組合 代表理事 山田稜百	葎崎市若宮一丁目二番五十号
峡北商業開発株式会社 代表取締役 清水勝仁	葎崎市若宮一丁目二番五十号

### 二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (一) 名称 葎崎ショッピングセンター  
 (二) 所在地 葎崎市若宮一丁目千三百八十三番二十二
- 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文	甲府市丸の内一丁目十六番四号
	株式会社マックハウス 代表取締役社長 栗原勝利	甲府市山宮町二千八百七十三番四
	株式会社たけうち 代表取締役 竹内 寛	兵庫県赤穂市加里屋二千六百六十四番地の二十八
	株式会社ポート 代表取締役 上田昌之	兵庫県赤穂市加里屋二千六百六十四番地の二十八

清水保	甲府市下飯田二丁目十一番十六号
有限会社美芳 代表取締役 江野了少	中巨摩郡昭和町清水新居千二百二十番一
葑崎ショッピングセンター協 同組合 代表理事 山田穰百	葑崎市若宮一丁目二番五十号
有限会社春木屋 代表取締役 小澤健一	葑崎市富士見町三丁目十四番二 十六号
山田穰百	葑崎市本町一丁目一番十一号
有限会社林屋商店 代表取締 役 小林智幸	葑崎市本町一丁目四番十五号
有限会社松茂呉服店 代表取 締役 清水勝仁	葑崎市本町一丁目九番五号
曾雌日出夫	葑崎市本町一丁目九番十号
株式会社フジヤ 代表取締役 小林修	葑崎市本町二丁目十一番四号
株式会社靴靴吉川 代表取締 役 吉川進	葑崎市中心八番二十号
有限会社小野 代表取締役 小野富義	葑崎市若宮一丁目四番一号
有限会社清水書店 代表取締 役 清水栄一	葑崎市若宮一丁目四番七号
株式会社加藤 代表取締役 加藤進	葑崎市中心三番十四号
株式会社ギヤラリー藤 代表 取締役 春藤博子	葑崎市若宮一丁目二番五十号

3 変更の年月日

平成十六年九月二十九日

三 届出年月日  
平成十六年十月四日

● 換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、須玉町長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 地区名

須玉町境之沢地区

二 換地処分をした年月日

平成十六年十月十二日

三 換地処分をした土地の権利者数

十一人

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第八中、「北巨摩郡須玉町比志」を、「北杜市須玉町比志」に、「北巨摩郡高根町清里」を、「北杜市高根町清里」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第八十三号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十六年十月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田美枝

別表第一中

三五六	中巨摩郡竜王町篠原三、六〇〇番地先（県道敷島田富線単路）	竜王町役場前	平成一六年三月四日 告示第一四号
-----	------------------------------	--------	---------------------

三五六	甲斐市篠原三、六〇〇番地先（県道敷島田富線単路）	竜王町役場前	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
三五七	中巨摩郡昭和町紙漕阿原一、〇一七番地先（町道四号線と町道二五二号線との丁字路交差点）	国母公園前	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
三五八	甲府市向町四七二番地の三先（市道向町和戸線と市道との十字路交差点）	向町東	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

一五七	南アルプス市山寺四六七番地二先（市道櫛形五号線と市道櫛形一六号線との十字路交差点）	山寺	平成一六年七月二二日 告示第四六号
一五七	南アルプス市山寺四六七番地二先（市道櫛形五号線と市道櫛形一六号線との十字路交差点）	山寺	平成一六年七月二二日 告示第四六号

一五八	南アルプス市加賀美三、二四〇番地先（県道葦崎櫛形豊富線と市道との変則六差路交差点）	加賀美南	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
一五九	南アルプス市藤田一、九九五番地先（県道葦崎櫛形豊富線と市道若草二七九号線との十字路交差点）	若草南小北	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
一六〇	南アルプス市西南湖四、一七二番地先（県道一軒茶屋荊沢線と市道西南湖八号線との十字路交差点）	西南湖	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

三〇	北巨摩郡小淵沢町七七一一番地先（県道茅野小淵沢葦崎線のバイパスと町道との十字路交差点）	福祉活動センター前	五七・一〇・八 告示 第四二号
----	---	-----------	--------------------

三〇	北巨摩郡小淵沢町七、七一一番地先（県道茅野小淵沢葦崎線のバイパスと町道との十字路交差点）	生涯学習センター前	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
----	--	-----------	-----------------------

六七	北巨摩郡長坂町小荒間八一六番地の一先（町道小泉駅、小淵沢線と町道小泉小、小荒間第一ガード下線と町道小荒間中六号線との十字路交差点）	三分一湧水西	平成一四年一月二九日 告示第七七号
----	---	--------	----------------------

六七	北巨摩郡長坂町小荒間八一六番地の一先（町道小泉駅、小淵沢線との十字路交差点）	三分一湧水西	平成一四年一月二九日 告示第七七号
----	--	--------	----------------------

六八	北巨摩郡長坂町渋沢八四九番地先(広域農道と町道富岡南新居線との十字路交差点)	渋沢北	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
六九	北巨摩郡長坂町大八田三、九五四番地先(県道長坂高根線単路)	甲陽病院前	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

五二	南巨摩郡増穂町小林三八八番地の一先(町道金手小林線と町道脊米小林二号線との十字路交差点)	長沢西	平成一五年八月二五日 告示第五八号
----	--	-----	----------------------

五二	南巨摩郡増穂町小林三八八番地の一先(町道金手小林線と町道脊米小林二号線との十字路交差点)	長沢西	平成一五年八月二五日 告示第五八号
五三	南巨摩郡増穂町小林一、一〇七番地先(町道脊米小林二号線と町道最勝寺小林二号線と町道との五差路交差点)	法寿寺南	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

七三	東山梨郡勝沼町小佐手三三九番地先(町道筋違東斬線と町道綿塚菱山不動線との十字路交差点)	健康福祉セン ター南東	平成一五年七月二四日 告示第五一号
----	---	----------------	----------------------

七三	東山梨郡勝沼町小佐手三三九番地先(町道筋違東斬線と町道綿塚菱山不動線との十字路交差点)	健康福祉セン ター南東	平成一五年七月二四日 告示第五一号
七四	塩山市下塩後二一番地先(県道万力小屋敷線と市道上井尻三〇号線との十字路交差点)	合同庁舎南	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

一四四	南都留郡鳴沢村一、六三五番地先(国道一三九号と村道五七七号線と村道八二号線との十字路交差点)	鳴沢小学校西	平成一六年七月二日 告示第四六号
-----	--	--------	---------------------

一四四	南都留郡鳴沢村一、六三五番地先(国道一三九号と村道五七七号線と村道八二号線との十字路交差点)	鳴沢小学校西	平成一六年七月二日 告示第四六号
一四五	南都留郡富士河口湖町船津五、五四八番地先(町道船津登山道線と町道河口湖インター線との十字路交差点)	河口湖総合公 園前	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
一四六	南都留郡富士河口湖町勝山四、〇二九番地の五先(町道一三三号線と町道一 一 号線との十字路交差点)	勝山さくや水 一ル前	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

五一	南都留郡西桂町小沼八八五番地先(国道一三九号と町道との十字路交差点)	桂高架橋下	平成一六年三月四日 告示第一四号
----	------------------------------------	-------	---------------------

五二	都留市法能一七三番地先(市道法能宮原線と市道法能引ノ田線と市道宮原線支線一、二号线との十字路交差点)	法能自治会館入口	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
五一	南都留郡西桂町小沼八八五番地先(国道一三九号と町道との十字路交差点)	桂高架橋下	平成一六年三月四日 告示第一四号

に改める。  
別表第三中

六八一	市道寿宝区画整理三三号线市道荒川左岸一号线	甲府市寿町九番一六号先(荒川橋東詰交差点)から甲府市寿町二番二号先(尾沢幸明方前)まで(五〇〇メートル)	大型自動車、大型特殊自動車(マインクローバスを除く。)	終日	甲府市	平成一六年三月四日 告示第一四号
-----	-----------------------	--	-----------------------------	----	-----	---------------------

六八一	市道寿宝区画整理三三号线市道荒川左岸一号线	甲府市寿町九番一六号先(荒川橋東詰交差点)から甲府市寿町二番二号先(尾沢幸明方前)まで(五〇〇メートル)	大型自動車、大型特殊自動車(マインクローバスを除く。)	終日	甲府市	平成一六年三月四日 告示第一四号
六八二	市道	葦崎市龍岡町下條南割九九五番地の一七先(パーラーラッキ―北東角交差点)から葦崎市龍岡町下條南割九九四番地の四	車両(軽車両を除く。)	日曜・休日を除く七時から八時三十分	葦崎市	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

に改める。  
別表第四中

四八二	市道	南アルプス市山寺六二八番地先(山寺交差点)から南アルプス市山寺六二九番地三先(野田靖人方南東角)まで(三七メートル)	車両	車両進行北から南へ終日	南アルプス市	平成一六年七月二二日 告示第四六号
-----	----	--	----	-------------	--------	----------------------

を

四八二	市道	南アルプス市山寺六二八番地先(山寺交差点)から南アルプス市山寺六二九番地三先(野田靖人方南東角)まで(三七メートル)	車両	車両進行北から南へ終日	南アルプス市	平成一六年七月二二日 告示第四六号
-----	----	--	----	-------------	--------	----------------------

四八三	県道葦崎富線(新山梨環状道路若草ランブ内Cウエイ)	南アルプス市鏡中條二、一五一番地先(新山梨環状道路内回り本線との分岐点)から南アルプス市鏡中條二、二〇〇番地一先(Aランブウエイとの合流部)まで(一四〇メートル)	車両	車両進行本線からAランブウエイとの合流部へ終日	南アルプス市	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
四八四	県道葦崎富線(新山梨環状道路若草ランブ内Cウエイ)	南アルプス市鏡中條二、一四一番地先(Aランブウエイ接続部)から南アルプス市鏡中條二、一三九番地先(外回り本線との合流部)	車両	車両進行Aランブウエイから外回り本線へ終日	南アルプス市	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

草ラン プ内E ランブ ウェイ	まで(二二〇メートル)				
--------------------------	-------------	--	--	--	--

に改める。  
別表第十中

二、四六五 一軒茶 屋荊沢 線	県道 中巨摩郡甲西町西南湖四、一七 二番地先入倉石油前	一	小笠 原	四五五・一〇・六 四一號
--------------------------	-----------------------------------	---	---------	-----------------

二、四六五 軒茶屋 荊沢線	県道一 南アルプス市西南湖四、一七二 番地先(西南湖交差点)	一	南ア ルプ	平成一六年一〇 月二五日 告示第八三號
---------------------	--------------------------------------	---	----------	---------------------------

三、二九一 長坂高 根線	県道 北巨摩郡長坂町大八田三、九五 四番地先(山梨甲陽病院北側)	一	長坂	六一・九・一八 三四號
--------------------	--	---	----	----------------

三、二九一 長坂高 根線	県道長 坂高根 北巨摩郡長坂町大八田三、九五 四番地先(甲陽病院前)	一	長坂	平成一六年一〇 月二五日 告示第八三號
--------------------	---	---	----	---------------------------

三、五八九 村道	南都留郡勝山村一、〇四七番地 先(勝山小・中学校南東隅交差点)	三	富士 吉田	平八・九・九 告示 第三九號
-------------	------------------------------------	---	----------	----------------------

三、五八九 村道	南都留郡富士河口湖町勝山一、 〇四七番地先(勝山さくやホー ル前交差点)	四	富士 吉田	平成一六年一〇 月二五日 告示第八三號
-------------	--	---	----------	---------------------------

三、八〇八 米小林 二号線	南巨摩郡増穂町小林八七〇番地 の二先(町道巻米小林二号線と 町道最勝寺小林二号線との十字 路交差点)	四	鯉沢	平成一六年三月 一一日 告示第一六號
---------------------	---	---	----	--------------------------

三、八〇八 米小林 二号線	南巨摩郡増穂町小林一、一〇七 番地先(法寿寺南交差点)	四	鯉沢	平成一六年一〇 月二五日 告示第八三號
---------------------	--------------------------------	---	----	---------------------------

三、九四二 町道	中巨摩郡昭和町紙漕阿原一、〇 一七番地 (国母公園管理事務所北西交差 点)	二	南甲 府	平六・一二・一 告示 第五三號
-------------	--	---	---------	-----------------------

三、九四二 町道四 号線	中巨摩郡昭和町紙漕阿原一、〇 一七番地先(国母公園前交差点)	三	南甲 府	平成一六年一〇 月二五日 告示第八三號
--------------------	-----------------------------------	---	---------	---------------------------

四、五二〇 広域農 道	北巨摩郡長坂町渋沢八五七番地 先(神明社北側十字路交差点)	四	長坂	平成一五年六月 一二日 告示第三八號
-------------------	----------------------------------	---	----	--------------------------

を

に

五、〇四一	県道四日市場上野原線	北都留郡上野原町上野原一、七一九番地の二先（消防署南交差点）	二	上野原	平成一六年七月二二日 告示第四六号
五、〇四二	県道葎崎櫛形豊富線	南アルプス市加賀美三、二四〇番地先（加賀美南交差点）	一	南アルプ	平成一六年一月二五日 告示第八三号
五、〇四三	県道葎崎櫛形豊富線	南アルプス市藤田一、九九五番地先（若草南小北交差点）	一	南アルプ	平成一六年一月二五日 告示第八三号
五、〇四四	県道南アルプス甲斐線	南アルプス市野牛島一六一番地一先（藤巻清所有畑南側丁字路交差点）	二	南アルプ	平成一六年一月二五日 告示第八三号
五、〇四五	市道	南アルプス市十日市場八八四番地五先（滝沢川橋南詰十字路交差点）	三	南アルプ	平成一六年一月二五日 告示第八三号
五、〇四六	県道南アルプス甲斐線	南アルプス市上今諏訪二四五番地先（株富士ビバレッジ北東角十字路交差点）	二	南アルプ	平成一六年一月二五日 告示第八三号
四、五二〇	広域農道	北巨摩郡長坂町渋沢八四九番地先（渋沢北交差点）	四	長坂	平成一六年一月二五日 告示第八三号

に改める。  
別表第十四中

五、〇四七	市道	葎崎市栄一丁目九番五八号先（佐藤修土方北側十字路交差点）	二	葎崎	平成一六年一月二五日 告示第八三号
五、〇四八	市道清哲二号线	葎崎市清哲町青木一、〇五〇番地先（葎崎北西小学校北西角）	一	葎崎	平成一六年一月二五日 告示第八三号
五、〇四九	町道	南巨摩郡南部町南部九、四四二番地先（JAふじかわ南部支店前三差路交差点）	一	南部	平成一六年一月二五日 告示第八三号
五、〇五〇	県道万力小屋敷線	塩山市下塩後二二一番地先（合同庁舎南交差点）	四	塩山	平成一六年一月二五日 告示第八三号
五、〇五一	町道船津登山道線	南都留郡富士河口湖町船津五、五四八番地先（河口湖総合公園前交差点）	四	富士吉田	平成一六年一月二五日 告示第八三号
五、〇五二	県道新田下吉田線	富士吉田市大明見四六五番地の二先（宮下一雄方前）	一	富士吉田	平成一六年一月二五日 告示第八三号
五、〇五三	県道新田下吉田線	富士吉田市大明見四〇〇番地先（魚章豊年屋前）	一	富士吉田	平成一六年一月二五日 告示第八三号
五、〇五四	県道新田下吉田線	富士吉田市下吉田一、三五六番地先（渡辺喜一方前）	一	富士吉田	平成一六年一月二五日 告示第八三号
一、五三二	県道葎崎櫛形豊富線（新山梨環状道路外	中巨摩郡田富町白井阿原一、六四一番地の二先（本線合流部）から中巨摩郡若草町鏡中条二、二一九番地	九四〇	南甲府小笠原	平成一三年一月二七日 告示第五五号



一、五 三二	県道 岐阜 豊富線 (新山 梨環状 道路内 回り)	中巨摩郡若草町鏡 中条二、一六一番 地の先(本線合 流部)から中巨摩 郡田富町白井阿原 一、六四一番地の 七先(本線分離部 )まで	一、〇二〇	車両	六〇	南 甲 府 小 笠 原	平成一三 年一二月 二七日 告示第五 五号
回り)	先(本線分離部) まで						

一、五 三二	県道 岐阜 豊富線 (新山 梨環状 道路外 回り)	中巨摩郡田富町白 井阿原一、六四一 番地の先(本 線合流部)から南 アルプス市鏡中條 二、一二九番地先 (本線分離部)ま で	九四〇	自動車	六〇 た だ し、 異常 気象 時は 四〇 とす	南 甲 府 南 ア ル プ ス	平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号
一、五 三二	県道 岐阜 豊富線 (新山 梨環状 道路内 回り)	南アルプス市鏡中 條二、一六一番地 の先(本線合流 部)から中巨摩郡 田富町白井阿原一 、六四一番地の七 先(本線分離部) まで	一、〇二〇	自動車	六〇 た だ し、 異常 気象 時は 四〇 とす	南 甲 府 南 ア ル プ ス	平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号

一、五 三五	県道 岐阜 豊富線 (新山 梨環状 道路内 回り)	中巨摩郡若草町鏡 中条二、一六〇番 地の先(Aラン プウェイとの分離 部)から中巨摩郡	二七〇	車両(けん引を除く)	四〇	小 笠 原	平成一三 年一二月 二七日 告示第五 五号
-----------	---	---	-----	------------	----	-------------	-----------------------------------

一、五 三六	県道 岐阜 豊富線 (新山 梨環状 道路若 草内D プ内D ウェイ ウエイ)	中巨摩郡若草町鏡 中条二、一二九番 地の先(外回り本線 分離部)から中巨 摩郡若草町鏡中条 二、一四一番地先 (Aランプウェイ との接続部)まで	二七〇	車両(けん引を除く)	四〇	小 笠 原	平成一三 年一二月 二七日 告示第五 五号
一、五 三七	県道 岐阜 豊富線 (新山 梨環状 道路若 草内F プ内F ウェイ ウエイ)	中巨摩郡若草町鏡 中条二、一五六番 地の先(若草ラン プウェイとの合流部) まで	一一五	車両(けん引を除く)	四〇	小 笠 原	平成一三 年一二月 二七日 告示第五 五号

一、五 三五	県道 岐阜 豊富線 (新山 梨環状 道路若 草内B プ内B ウェイ ウエイ)	南アルプス市鏡中 條二、一六〇番地 の先(Aランプ ウェイとの分離部 )から南アルプス 市鏡中条二、一六 一番地の先(内 回り本線合流部) まで	二七〇	車両(けん引を除く)	三〇	南 ア ル プ ス	平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号
-----------	---	--	-----	------------	----	-----------------------	-----------------------------------



一、六 四	県道河 口湖上 線九一 色	南都留郡富士河口 湖町長浜一九番地 五先(新寺崎ト ンネル東側交差点) から南都留郡富士 河口湖町長浜一六 六番地三先(長浜 トンネル西側交差 点)までの両側	一、一六〇	車両(原付・ けん引を 除く。)	四〇	富士 吉田	平成一六 年七月二 二日 告示第四 六号
一、五 三六	県道 崎榑形 豊富線 (新山 梨環状 道路若 草ラン プ内F ウェイ ウェイ	南アルプス市鏡中 条二、一五二番地 先(若草ランプ交 差点)から南アル プス市鏡中条二、 一八〇番地先(B ランプウェイとの 合流部)まで	二七〇	車両(を 除く。)	三〇	南ア ルプ	平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号
一、五 三七	県道 崎榑形 豊富線 (新山 梨環状 道路若 草ラン プ内F ウェイ ウェイ	南アルプス市鏡中 条二、一五二番地 先(若草ランプ交 差点)から南アル プス市鏡中条二、 一八〇番地先(B ランプウェイとの 合流部)まで	一一五	車両(を 除く。)	三〇	南ア ルプ	平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号

一、六 一七	県道 崎榑形 豊富線 (新山 梨環状 道路若 草ラン プ内E ウェイ ウェイ	南アルプス市鏡中 条二、一四二番地 先(Aランプウェイ との接続部)から 南アルプス市鏡 中条二、一三九番 地先(外回り本線 との合流部)まで	一一、三三〇	自動車	三〇	南ア ルプ	平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号
一、六 一六	県道 崎榑形 豊富線 (新山 梨環状 道路若 草ラン プ内C ウェイ ウェイ	南アルプス市鏡中 条二、一五一番地 先(新山梨環状道 路内回り本線との 分岐点)から南ア ルプス市鏡中条二 、二〇〇番地一先 (Aランプウェイ との合流部)まで	一四〇	自動車	三〇	南ア ルプ	平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号
一、六 一五	県道 崎榑形 豊富線 (新山 梨環状 道路)	南アルプス市鏡中 条一、五三三番地 先(内回り本線と 外回り本線との合 流部)から南アル プス市寺部二、四 五〇番地一先(県 道葎崎榑形豊富線 一般道との接続部 )までの両側	一、三三〇	自動車	六〇 ただし、 異常気 象時は 四〇時 とす。	南ア ルプ	平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号
一、六 一四	県道河 口湖上 線九一 色	南都留郡富士河口 湖町長浜一九番地 五先(新寺崎ト ンネル東側交差点) から南都留郡富士 河口湖町長浜一六 六番地三先(長浜 トンネル西側交差 点)までの両側	一一、一六〇	車両(原付・ けん引を 除く。)	四〇	富士 吉田	平成一六 年七月二 二日 告示第四 六号

に改める。  
別表第十五中

ウエイ						
四四五	国道一四〇号(西関東連絡道路)	甲府市桜井町一、〇六二番の一三二地先(大蔵経寺山トンネル甲府市側出入口上線)の分岐点)から東山梨郡春日居町鎮目二、八〇一番の一地先(鎮目ランプとの分岐点)までの両側	一、九七〇・五	車両	終日	甲府石和 平成一六年六月二日 告示第四号

を

四四五	国道一四〇号(西関東連絡道路)	甲府市桜井町一、〇六二番の一三二地先(大蔵経寺山トンネル甲府市側出入口上線)の分岐点)から春日居町鎮目二、八〇一番の一地先(鎮目ランプとの分岐点)までの両側	一、九七〇・五	車両	終日	甲府 平成一六年一〇月二五日 告示第八号
四四六	県道葦崎嶺形豊富線(新山梨環状道路)	南アルプス市鏡中條一、五三三番地先(内回り本線と外回り本線との合流部)から南アルプス市寺部二、四五〇番地一先(県道葦崎嶺形豊富線一般道との接続部)までの両側	一、三二〇	車両	終日	南アルプス 平成一六年一〇月二五日 告示第八号
四四七	国道四一三番地先(板野農		一、九〇〇	車両	終日	笛吹 平成一六年一〇月

に改める。

別表第十六中

園前)から笛吹市石和町川中島一〇番地の四先(石和温泉郷東入口交差点)までの両側						二五日 告示第八号
---	--	--	--	--	--	--------------

を

一、九〇五	村道長浜線	南都留郡勝山村一、〇四七番地先(勝山小・中学校南側)	富士吉田	平元・三・二八号
一、九〇六	村道長浜線	南都留郡勝山村四、一四〇番地の一先(村所有広場北側)	富士吉田	平元・三・二八号
一、九〇七	村道新道大砂線	南都留郡勝山村四、一四二番地の一先(倉沢栄方東側)	富士吉田	平元・三・二八号
一、九〇八	村道新道大砂線	南都留郡勝山村四、〇二九番地の五先(勝山中央公民館西側)	富士吉田	平元・三・二八号

一、九〇五	削除	富士吉田	平成一六年一〇月二五日 告示第八号
一、九〇六	削除	富士吉田	平成一六年一〇月二五日 告示第八号
一、九〇七	削除	富士吉田	平成一六年一〇月二五日 告示第八号
一、九〇八	削除	富士吉田	平成一六年一〇月二五日 告示第八号

<p>三、二二六</p> <p>削除</p> <p>鵜沢</p> <p>平成一六年一〇月二五日 告示第八三号</p>	<p>三、二二六</p> <p>町道</p> <p>南巨摩郡増穂町小林一、一〇七番地深沢やえの方東側</p> <p>鵜沢</p> <p>五四・一・二五三号</p>	<p>二、九六六</p> <p>削除</p> <p>南甲府</p> <p>平成一六年一〇月二五日 告示第八三号</p>	<p>二、九六六</p> <p>町道</p> <p>中巨摩郡昭和町紙漕阿原一、〇一四番地の一先（国母公園管理事務所北西角）</p> <p>南甲府</p> <p>平五・二・二五告示第六号</p>	<p>二、〇五三</p> <p>削除</p> <p>塩山</p> <p>平成一六年一〇月二五日 告示第八三号</p>	<p>二、〇五三</p> <p>市道上塩後六六号線</p> <p>塩山市下塩後一番地の一先（新井久彦方東側）</p> <p>塩山</p> <p>五一・九・二七三二号</p>
--	---	---	--	--	--

<p>八、八四四</p> <p>削除</p> <p>都留</p> <p>平成一六年一〇月二五日 告示第八三号</p>	<p>八、八四四</p> <p>市道</p> <p>都留市法能五六五番地の一先（焼き肉レストランアルパトロス東側・南進車両）</p> <p>都留</p> <p>平七・一・二一四告示第六八号</p>	<p>六、四九四</p> <p>削除</p> <p>葦崎</p> <p>平成一六年一〇月二五日 告示第八三号</p>	<p>六、四九三</p> <p>削除</p> <p>葦崎</p> <p>平成一六年一〇月二五日 告示第八三号</p>	<p>六、四九四</p> <p>市道</p> <p>葦崎市清哲町青木一六三番地先（北西小学校西側）</p> <p>葦崎</p> <p>六〇・八・一二八号</p>	<p>六、四九三</p> <p>市道</p> <p>葦崎市清哲町青木一六三番地先（北西小学校西交差点北側）</p> <p>葦崎</p> <p>六〇・八・一二八号</p>	<p>三、七〇八</p> <p>削除</p> <p>長坂</p> <p>平成一六年一〇月二五日 告示第八三号</p>	<p>三、七〇八</p> <p>町道</p> <p>北巨摩郡長坂町渋沢八四九番地先（神明社北方十字路交差点北側・南進車両）</p> <p>長坂</p> <p>平一・六・三二五告示第二五号</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

八、九六九	町道 河口湖 インタ ー線	南都留郡河口湖町船津七、五二 三番地先（船津登山道との交差 点東側・西進車両）	富士吉 田	平八・九・九 告示 第三九号
-------	------------------------	---	----------	----------------------

八、九六九	削除		富士吉 田	平成一六年一〇 月二五日 告示第八三号
-------	----	--	----------	---------------------------

九、七二五	町道	北巨摩郡長坂町渋沢八五七番地 先（神明社北方十字路交差点南 側・北進車両）	長坂	平一・六・三 告示 第二五号
-------	----	---	----	----------------------

九、七二五	削除		長坂	平成一六年一〇 月二五日 告示第八三号
-------	----	--	----	---------------------------

一〇、三一一	県道 （新山 梨環状 道路若 草ラン プ内A ウェイ ）	中巨摩郡若草町鏡中条二、一四 一番地先（Dランプウェイとの 接続部北側・南進車両）	小笠原	平成一三年二 月二七日 告示第五五号
--------	---	---	-----	--------------------------

一〇、三一一	削除		南アル プス	平成一六年一〇 月二五日 告示第八三号
--------	----	--	-----------	---------------------------

一〇、四九〇	町道	南都留郡河口湖町船津七、五二 七番地先（町民運動場北側・東 進車両）	富士吉 田	平成一四年九 月一九日 告示第五一 号
--------	----	--	----------	------------------------------

一〇、四九〇	削除		富士吉 田	平成一六年一〇 月二五日 告示第八三 号
--------	----	--	----------	-------------------------------

一〇、七四九	町道最 勝寺小 林二号 線	南巨摩郡増穂町小林九〇一番地 の二先（法寿院南側十字路交差 点・南進車両）	鵜沢	平成一六年三 月一一日 告示第一六 号
--------	------------------------	---	----	------------------------------

一〇、七五〇	町道最 勝寺小 林二号 線	南巨摩郡増穂町小林八七〇番地 の二先（法寿院南側十字路交差 点・北進車両）	鵜沢	平成一六年三 月一一日 告示第一六 号
--------	------------------------	---	----	------------------------------

一〇、七四九	削除		鵜沢	平成一六年一〇 月二五日 告示第八三 号
--------	----	--	----	-------------------------------

一〇、七五〇	削除		鵜沢	平成一六年一〇 月二五日 告示第八三 号
--------	----	--	----	-------------------------------

一〇、八一九	県道河口湖上九一色線	南都留郡富士河口湖町長浜一四四番地一先(長浜トンネル西口側旧道との交差点・北進車両)	富士吉田	平成一六年七月二二日 告示第四六号
--------	------------	--	------	----------------------

一〇、八一九	県道河口湖上九一色線	南都留郡富士河口湖町長浜一四四番地一先(長浜トンネル西口側旧道との交差点・北進車両)	富士吉田	平成一六年七月二二日 告示第四六号
一〇、八二〇	市道大円川右岸一号线	甲府市善光寺一丁目一九番二〇号先(大円新橋西詰・北進車両)	甲府	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

一〇、八二二	市道大円川左岸一号线	甲府市善光寺一丁目二〇番一五号先(大円新橋東詰・北進車両)	甲府	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
一〇、八三二	市道	甲府市国母三丁目四番一一号先(河西米店南側・東進車両)	南甲府	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

一〇、八三三	農道一六二号线	中巨摩郡玉穂町下河東二、〇二〇番地先(玉穂南小学校北西角・西進車両)	南甲府	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
一〇、八二四	農道一六二号线	中巨摩郡玉穂町下河東二、六九一番地先(玉穂南小学校北西角・東進車両)	南甲府	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

一〇、八二五	町道三一七〇号線	中巨摩郡玉穂町下河東一、九四一番地之三先(玉穂南小学校北東角・西進車両)	南甲府	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
一〇、八二六	農道一	中巨摩郡玉穂町下河東二、〇〇〇番地	南甲府	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

一〇、八二七	市道八田六九号線	南アルプス市野牛島一六一番地一先(藤巻清所有畑南側丁字路交差点・東進車両)	南アルプス	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
--------	----------	---------------------------------------	-------	-----------------------

一〇、八二八	市道	南アルプス市十日市場八九〇番地一先(櫛形生コン北側・西進車両)	南アルプス	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
一〇、八二九	市道	南アルプス市十日市場八八四番地五先(滝沢川橋南詰・東進車両)	南アルプス	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

一〇、八三〇	市道	葦崎市清哲町青木一、〇五〇番地先(葦崎北西小学校北西角・東進車両)	葦崎	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
一〇、八三一	市道	葦崎市清哲町青木一九三番地先(葦崎北西小学校北西角・西進車両)	葦崎	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
一〇、八三二	町道	南巨摩郡増穂町青柳町八五七番地の一先(秋山章治方南西角十字路交差点・東進車両)	鵜沢	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

一〇、八三三	町道	南巨摩郡増穂町青柳町一、七五五番地の一先(秋山章治方南西角十字路交差点・西進車両)	鵜沢	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
一〇、八三四	町道	東山梨郡勝沼町中原四二六番地先(奥山徳儀方南側十字路交差点・南進車両)	塩山	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号

一〇、八三五	町道	東山梨郡勝沼町中原二九五番地之三先(奥山徳儀方南側十字路交差点・北進車両)	塩山	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
--------	----	---------------------------------------	----	-----------------------

に改める。  
別表第十八中

六八	六七	六六	六五
県道 豊富線 （新山 梨環状 道路若 草ラン プ内A ランプ	県道 豊富線 （新山 梨環状 道路外 回り）	県道 豊富線 （新山 梨環状 道路外 回り）	県道 豊富線 （新山 梨環状 道路田 富西ラ ンブ内 オンラ ンブウ エイ）
中巨摩郡若草町 鏡中条二、一四 一番地先（若草 ランブ入口交差 点）から中巨摩 郡若草町鏡中条 二、一四一番地 先（Dランブウ エイとの接続部 ）まで	中巨摩郡若草町 鏡中条二、一六 一番地の一先（ 本線合流部）か ら中巨摩郡田富 町臼井阿原一、 六四一番地の七 先（本線分離部 ）まで	中巨摩郡田富町 臼井阿原一、六 四一番地の一先 （本線合流部 ）から中巨摩郡 若草町鏡中条二 、一二九番地先 （本線分離部） まで	中巨摩郡田富町 山之神三、五三 四番地の一先（ 田富西ランブ交 差点）から中巨 摩郡田富町臼井 阿原一、六四一 番地の一先（ 外回り本線合流 部）まで
三三五	一〇二〇	九四〇	二三五
車両	車両	車両	車両
終日	終日	終日	終日
小笠原	南府小笠原	南府小笠原	南府
平成一三年二月二七日 告示第五号	平成一三年二月二七日 告示第五号	平成一三年二月二七日 告示第五号	平成一三年二月二七日 告示第五号

七二	七一	七〇	六九
県道 豊富線 （新山 梨環状 道路若 草ラン プ内D ランプ ウエイ	県道 豊富線 （新山 梨環状 道路若 草ラン プ内D ランプ ウエイ	県道 豊富線 （新山 梨環状 道路若 草ラン プ内B ランプ ウエイ	県道 豊富線 （新山 梨環状 道路若 草ラン プ内A ランプ ウエイ
中巨摩郡若草町 鏡中条二、一五 六番地先（若草 ）まで	中巨摩郡若草町 鏡中条二、一二 九番地先（外回 り本線分離部） から中巨摩郡若 草町鏡中条二、 一四一番地先（ Aランブウエイ との接続部）ま で	中巨摩郡若草町 鏡中条二、一六 〇番地の一先（ Aランブウエイ との分離部）か ら中巨摩郡若草 町鏡中条二、一 六一番地の一先 （内回り本線合 流部）まで	中巨摩郡若草町 鏡中条二、一四 一番地先（Dラ ンブウエイとの 接続部）から中 巨摩郡若草町鏡 中条二、一六五 番地先（若草ラ ンブ入口交差点 ）まで
一一五	二七〇	二七〇	三三五
車両	車両	車両	車両
終日	終日	終日	終日
小笠原	小笠原	小笠原	小笠原
平成一三年二月二七日 告示第五号	平成一三年二月二七日 告示第五号	平成一三年二月二七日 告示第五号	平成一三年二月二七日 告示第五号

七〇	六九	六八	六七	六六	六五	を （新山梨環状道路若草ランプ内Fランプウェイ）から中巨摩郡若草町鏡中条二、一八〇番地先（Bランプウェイとの合流部）まで
削除	削除	削除	削除	削除	削除	
南ア 平成一六	南ア 平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号	南ア 平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号	南ア 平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号	南ア 平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号	南ア 平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号	

に改める。	二〇	一九	を 別表第二十四中 に改める。	七二	七一
	国道五号	国道二〇号		削除	削除
	甲府市中央一丁目一〇番一 号先（甲府警察署前）	北都留郡上野原町上野原三 、八一九番地先（上野原警 察署前）			
	当該道路上に 標示した位置	当該道路上に 標示した位置			
	甲府	上野原			
	平成一六年一〇月二 五日 告示第八三号	平成一六年七月二 三日 告示第四六号			
			南ア 平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号	南ア 平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号	南ア 平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号



## その他

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年十月二十五日

山梨県立中央病院管理局長 中 村 紘 昭

一 落札に係る購入物品等の名称及び数量

ベッド洗浄及びマットレス消毒装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局開院準備課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十六年十月四日

四 落札者の氏名及び住所

マコト医科精機株式会社 山梨県甲府市飯田一丁目三番三十四号

五 落札金額

四千五百九十九万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十六年八月二十三日